

## 仕様書

### 1.修繕名称

小原第1中継ポンプ場ポンプ取替え修繕

### 2.修繕場所

三原市沼田西町小原 小原第1中継ポンプ場

### 3.修繕対象範囲

マンホールポンプ取替え N=2基

着脱式水中ポンプ 2台

型式:CNF1502-P

能力: $\phi 150 \times 2.5\text{m}^3/\text{min} \times 20\text{m} \times 15\text{kW} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz} \times 4\text{P}$

工場系ポンプ開口部覆い蓋

覆い蓋材質:SS400

覆い蓋受枠:SS400

覆い蓋製作数  $375 \times 1260$  5枚  $385 \times 1260$  1枚

仮設マンホールポンプ撤去 N=1基

水中ポンプ 1台撤去

型式:U-4306標準

能力: $\phi 150 \times 2.5\text{m}^3/\text{min} \times 25\text{m} \times 22\text{kW} \times 200\text{V} \times 60\text{Hz} \times 4\text{P}$

仮設発電機 1台撤去

能力: $60\text{kVA} \times 3\phi \times 200\text{V}$

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市沼田西町小原 小原第1中継ポンプ場ポンプ取替え修繕業務 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・土木工事共通仕様書 令和7年8月 広島版  
広島県の調達情報のページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>) - 「技術管理基準等」に掲載している。
  - ・下水道土木工事必携(案) 2021年度 公益社団法人日本下水道協会
  - ・下水道用設計指針と設計標準図 平成26年度改訂版 三原市
  - ・その他関連規格類

### 第2節 現場の管理

受注者は、工事現場内において、管理技術者、主任技術者(下請を含む。)に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

### 第3節 部分引渡し

建設工事契約約款第38条により、本工事の内、部分引渡しの必要が生じた場合は、当該部分の検査を受け部分引渡しを行うこと。

### 第4節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日工事の対象外とする。

### 第5節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする工事とする。
- 2 受注者は、補正を希望する場合、監督員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては「熱中症対策に資する現場管理費の補正の運用について」に基づき、行うこと。

### 第6節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第54条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やか

に監督職員に提示しなければならない。

- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

### 第7節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
  - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
  - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

## 第2章 施工条件

### 第1節 工程

- 1 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目	地下埋設物
移設時期	必要に応じて、別途協議するものとする。

### 第2節 用地

- 1 借地 あらかじめ近隣住民に借地する目的、作業内容を充分説明し、同意を得て借地すること。

### 第3節 公害対策

- 1 事前・事後調査

調査区分	事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査すること。
調査時期	施工前・施工中・施工後(1ヶ月以内)
調査内容	柱、屋根、壁、基礎、建具等の傾斜、損傷状況
範囲	別途協議による。

### 第4節 工事用道路

1 一般道路

搬入経路	特に指定しない。
使用期間	工事施工期間
使用時間	8時30分～17時
工事中・後の処置	随時 清掃、 工事後 舗装欠損部補修（工事前・後の写真により監督員と協議すること。）

第5節 その他

1 工所用機資材の仮置き

場 所	指定しない
期 間	指定しない
保管方法	指定しない

第3章 設計金額

第1節 排出ガス対策型建設機械の使用促進

土木工事共通仕様書（令和7年8月広島版）『第1編 1-1-34 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、排出ガス対策型（第2次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第4章 第1節 工事保険等

受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督員に提出すること。

なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。

第5章 工事損失等

本工事の施工に伴い、通常避けることのできない地盤沈下、振動等により建物等に損害等（以下「工事損失」という。）が発生した場合においては、次のとおりとする。

なお、工事損失に伴う補償費用は、設計で現場管理費に見込んでいる。

- (1) 原因調査 監督員と協力して行なうものとする。
- (2) 補償交渉 監督員と協力して処理解決に当るものとする。
- (3) 応急処置 監督員から応急処置を講じる必要があると指示された場合は、直ちに応急処置を講ずるものとする。

- (4) 補償費用負担割合 発注者は、工事損失に伴う補償費用のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担する。

第6節 施工合理化調査等

当該工事において受注者は、施工合理化調査等の対象なった場合、資料作成等に協力しなければならない。

第7章 その他

本工事内及び近接する地域住民、企業等には工事内容等を十分に周知・調整したうえで、苦情やトラブルのないよう施工に努めること。また、特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

# 位置図

小原第1中継ポンプ場ポンプ取替え修繕業務  
三原市沼田西町小原



